

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第76号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。

第19条中「設置」の次に「(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)」を加える。

第21条の前の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第1項中「みずから」を「自ら」に、「できない者」を「できないもの」に改め、同条第2項中「243万3,000円」を「238万5,000円」に改め、同条第5項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の2項を加える。

6 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借上げを行うことができる。

7 第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の規定による賃貸住宅の居室の借上げについて準用する。この場合において、第2項中「応急仮設住宅」とあるのは「賃貸住宅の居室」と、「一戸」とあるのは「一室」と、「設置」とあるのは「借上げ」と、第3項中「応急仮設住宅」とあるのは「賃貸住宅の居室の借上げ」と、「地域内に」とあるのは「地域内において」と、「50戸」とあるのは「50室」と、「設置した」とあるのは「行った」と、第5項中「応急仮設住宅の設置工事」とあるのは「賃貸住宅の居室の借上げに係る契約」と、「着手し、速やかに完成させる」とあるのは「締結する」と読み替えるものとする。

第23条に次の1項を加える。

2 賃貸住宅の居室を供与できる期間は、借上げに係る契約の締結の日から2年以内とする。第31条第3項中「51万9,000円」を「51万円」に改める。

第32条第1項中「及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)」を「(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。)の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう)に改め、同条第3項第1号中「教科書の発行に関する臨時措置法」を「小学校児童及び中学校生徒の場合にあっては教科書の発行に関する臨時措置法」に改め、「実費」の次に「、高等学校等生徒の場合にあっては正規の授業で使用する教材を給与するための実費」を加え、同項第2号中「通学用品費1人につき」を「通学用品費 1人につき」に改め、「4,400円」

目次

規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....(保健福祉部総務課)	11
告示	
○土地改良区の役員の就任の届出.....(農業支援課)	12
○道営土地改良事業変更計画の決定.....(農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業の工事の完了.....(農業施設管理課)	13
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正.....(水産経営課)	13
○知事権限に係る保安林の指定.....(治山課)	14
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	14
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....(治山課)	14
○森林法による通知に代える公示(2件).....(治山課)	15
○道路の供用の開始.....(道路整備課)	15
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課)	15

支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	15
----------------------	----

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	17
----------------------	----

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	18
---------------------------	----

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	18
○市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正.....	19
○派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正.....	19

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	20
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	20

規則

の次に「、高等学校等生徒の場合にあっては4,800円」を加える。

別記第1号様式(その1)中

「
 北海道知事 印
 を
 「
 北海道知事 印
 教 示
 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式(その2)中

「
 北海道知事 印
 を
 「
 北海道知事 印
 教 示
 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事(厚生労働大臣)に異議申立て(審査請求)をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立て(審査請求)をしたときは、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算し

て6月以内であっても、処分又は決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式(その2)末尾欄外注の事項を同注の1の事項とし、同注に次の1事項を加える。

2 保管命令を取り消す場合は、教示の事項を消して使用すること。

別記第3号様式(その1)中

「
 北海道知事 印
 を
 「
 北海道知事 印
 教 示
 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第19条、第21条第6項及び第7項、第23条第2項並びに第32条第1項及び第3項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

告

示

北海道告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任の届出があった。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

江差土地改良区

就任年月日 理事・監事の別氏名住所
平成17. 6.20 監事 佐藤 幸男 檜山郡江差町字水堀町122番地

狩場利別土地改良区

就任年月日 理事・監事の別氏名住所
平成17. 6.22 理事 田畑 友明 瀬棚郡今金町字八束997番地の1

北海道告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（札内川右岸地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成17年7月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第522号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
端野第2	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道）	平成16. 9.10
同	同（農業用排水）	同 15. 6.27
同	同（土層改良、区画整理、暗きよ）	同 15.11.28
訓子府東	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道）	同 17. 2.10
同	同（農業用排水）	同 15.12.10
同	同（土層改良、区画整理）	同 15.11.28

平成17年7月5日（火曜日）

北海道公報

第1686号 13

同	同	（暗きよ）	同 15.11.16
田中	同	（農業用排水）	同 17. 3.30
同	同	（土層改良）	同 16.12.10
同	同	（区画整理）	同 16.11.29
同	同	（暗きよ）	同 16.11.30
同	同	（農道）	同 14.10.30
東部	同	（土層改良、区画整理、暗きよ）	同 16.11.30
東部高台	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕	（農道）	同 16. 8.10
同	同	（土層改良）	同 15.12.17
同	同	（区画整理）	同 15.11.10
同	同	（暗きよ）	同 15.12. 3
第2若咲内	同	（農道）	同 16. 9.30
同	同	（農業用排水）	同 14.10. 2
同	同	（土層改良）	同 16.10.19
同	同	（区画整理）	同 13.12.10
同	同	（暗きよ）	同 15.11.28
清里	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕	（暗きよ、土層改良）	同 16.11.19
東幹線	基幹水利施設補修		同 16.10.20
上湧別第1	畜産担い手育成総合整備〔担い手支援型〕	（農道）	同 15.10.30
オホーツク湧別	中山間地域総合整備（農用地改良保全）		同 15.11.28
同	同	（農道）	同 16.10.29
同	同	（暗きよ）	同 16.11.19
社名淵	同	（農用地改良保全、客土、暗きよ、ほ場整備）	同
上芭露	農免農道整備		同 17. 3. 4
福富	同		同 16. 7.20
幌岩	一般農道整備（過疎基幹）		同 17. 2.10

北海道告示第523号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

2 法第112条第2項ただし書きの規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中瀬棚加入区の項の次に次の1項を加える。

大成加入区 久遠郡大成町一円

2 法第112条第2項ただし書きの規定により漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区とするものの表中久遠加入区及び貝取澗加入区の項を削る。

北海道告示第524号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 室蘭市本輪西町2丁目2(次の図に示す部分に限る。)、50の6、50の80から50の82まで

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町185の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町字滝之町217の6・219の1・219の3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課並びに室蘭市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第525号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 標津郡中標津町字養老牛442の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第526号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町・歌登町(以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第527号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を阿寒町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第457号のとおりである。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

阿寒郡阿寒町字舌辛110の2所在の森林について所有権を有する 松井 満

北海道告示第528号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を根室市役所の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第483号のとおりである。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

根室市東梅226の10ほか1筆所在の森林について所有権を有する 藤原 洋子

北海道告示第529号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道路 旭川多度志線 旭川市江丹別町嵐山148番5地先から 平成17.7.6
旭川市江丹別町嵐山142番10地先まで

北海道告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1 道路の種類 道道				
2 路線名 雨竜旭川線				
3 道路の区域				
区間				
士別市温根別町2583番1地先から	前	15.50mから	213.50m	
士別市温根別町2103番9地先まで		25.23mまで		
	後	15.50mから	213.50m	
		25.23mまで		
	後	8.35mから	226.63m	
		32.20mまで		

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第5005号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月5日

北海道上川支庁長 高橋 教一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック(10t級、6×6、S・G・1W付)3台

交換契約により除雪ドーザ(13t級)2台及び除雪トラック1台(7t級、4×4、V、G)を契約の相手方に供し、除雪トラック(10t級、6×6、S・G・1W付)

3台を当該契約の相手方から調達する。

イ 除雪トラック(7t級タンク、4×4、S、カブラ、加圧装置付)1台
交換契約により除雪トラック1台(7t級タンク、S)を契約の相手方に供し、除雪トラック(7t級タンク、4×4、S、カブラ、加圧装置付)1台を当該契約の相手方から調達する。

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成17年12月9日

(4) 納 入 場 所

ア 北海道旭川土木現業所事業第一課1台、北海道旭川土木現業所土別出張所1台

北海道旭川土木現業所富良野出張所1台

イ 北海道旭川土木現業所事業第一課1台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成17年7月5日(火)から22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎
3階会議入札室(送付による場合は、郵便番号 079-8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課)

(2) 入 札 日 時 平成17年8月9日(火)午後1時30分(送付による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量90gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5111 内線 4114

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

a . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow .) Quantity 3

b . Waater Sprinkler (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow .) Quantity 1

B . Date and time for tender : 1 : 30 P. M., August 9, 2005

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 6-19-1-1 Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年7月5日

北海道教育庁網走教育局長 巻 淵 雄 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 263台（1月当たりの単価）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間

ア 平成17年9月1日から平成23年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成17年9月1日から平成22年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入期日 平成17年9月1日

(5) 納入場所

ア 北海道北見北斗高等学校、北海道女満別高等学校、北海道美幌高等学校、北海道津別高等学校、北海道置戸高等学校、北海道常呂高等学校、北海道紋別養護学校、北海道紋別養護学校きたみ学園分校及び北海道紋別養護学校ひまわり学園分校

イ 北海道留辺蘂高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年7月5日から19日

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課）

(2) 入札日時

ア 平成17年8月1日（月）午前10時

イ 平成17年8月1日（月）午前11時

（送付による場合は、平成17年7月29日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成17年3月29日付け北海道教育庁網走教育局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)あてに申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あて（メールアドレス：abakyo.somul@pref.hokkaido.jp）に申

し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で、最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額(263台分又は42台分)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 093-8619 北海道網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-44-7171 内線 3117

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Personal Computer 263 1 set
- b . Personal Computer 42 1 set

B . Bid tendering date and time :

- 10 : 00 A. M., August 1, 2005
- 11 : 00 A. M., August 1, 2005

(If mailed, bids must arrive no later than July 29)

C . Contact:

Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Kita 7, Nishi 3, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
Phone : 0152-44-7171 Extension 3117

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第7号

平成17年北海道教育庁十勝教育局告示第6号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を改正する。

平成17年7月5日

北海道教育庁十勝教育局長 河野 憲一

8の事項及び9の事項を次のように改める。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-24-3111 内線 3117

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第14号

平成13年北海道人事委員会告示第13号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のよ

うに改正し、平成17年6月6日から適用する。

平成17年7月5日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

宗谷支庁管内の項中「稚内市大字稚内村字ルエベンルモ」を「稚内市西浜2丁目」に改める。

北海道人事委員会告示第15号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。ただし、第1項の表十勝支庁管内の項中、本別町国民健康保険病院に係る規定は平成17年5月1日から適用する。

平成17年7月5日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表後志支庁管内の項中

黒松内町字黒松内	黒松内町役場	2	を
----------	--------	---	---

寿都町字渡島町	寿都町役場	2	に改
寿都町字新栄町	寿都町立寿都診療所	2	

め、

京極町字京極	京極町役場	2	を削
--------	-------	---	----

り、同表上川支庁管内の項を削り、同表空知支庁管内の項の次に次のように加える。

留萌	羽幌町南町	羽幌町役場	2
----	-------	-------	---

第1項の表網走支庁管内の項中

上湧別町字屯田市街地	上湧別町役場	1	を削
湧別町栄町	佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会事務局事務所	2	

り、同表胆振支庁管内の項中

壮瞥町字滝之町	壮瞥町役場	1	を削
---------	-------	---	----

り、同表日高支庁管内の項中

平取町本町	平取町役場	2	、
-------	-------	---	---

門別町富川東6丁目	門別町総合町民センター	1	及び
-----------	-------------	---	----

静内町本町1丁目	静内町・三石町合併協議会事務所	1	を削
えりも町字本町	えりも町役場	2	

り、同表十勝支庁管内の項中

士幌町字士幌	士幌町役場	1	及び
--------	-------	---	----

新得町2条4丁目	新得町役場	1	を削
----------	-------	---	----

り、

大樹町暁町	大樹町高齢者保健福祉センターらいふ	2	を
豊頃町茂岩本町	豊頃町役場	2	
足寄町北1条4丁目	足寄町役場	2	

本別町西美里別	本別町国民健康保険病院	1	に改
---------	-------------	---	----

める。

第2項の表後志支庁管内の項、上川支庁管内の項及び留萌支庁管内の項を削り、同表網走支庁管内の項中

紋別市幸町5丁目	紋別市オホーツク交流センター		を
----------	----------------	--	---

紋別市幸町2丁目	紋別市役所		に改
----------	-------	--	----

め、同表日高支庁管内の項の次に次のように加える。

十勝	士幌町字士幌西2線	士幌町国民健康保険病院
----	-----------	-------------

北海道人事委員会告示第16号

平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から適用する。ただし、第1項の表宗谷支庁管内の項の規定は平成17年3月29日から適用する。

平成17年7月5日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

第1項の表石狩支庁管内の項中

「千歳市モラップ	千歳市青年の家支笏湖青少年研修センター	3	」を削
----------	---------------------	---	-----

り、同表渡島支庁管内の項中

「函館市新浜町	函館市教育委員会榎法華教育事務所	2	」を削
---------	------------------	---	-----

り、同表後志支庁管内の項中

「ニセコ町字富士見	ニセコ町教育委員会事務局	2	」を
-----------	--------------	---	----

「寿都町字開進町	寿都町教育委員会事務局	2	」に改
----------	-------------	---	-----

め、同表上川支庁管内の項を削り、同表宗谷支庁管内の項中

「浜頓別町中央南	浜頓別町教育委員会事務局	2	」を
----------	--------------	---	----

「浜頓別町中央北	浜頓別町多目的アリーナ	2	」に改
----------	-------------	---	-----

め、同表十勝支庁管内の項中

「上士幌町字上士幌東3線	上士幌町教育委員会事務局	2	」を
鹿追町東町3丁目	鹿追町教育委員会事務局	1	

「鹿追町東町3丁目	鹿追町教育委員会事務局	1	」に改
新得町4条南4丁目	新得町教育委員会事務局	1	

め、同表根室支庁管内の項中

「標津町南1条西5丁目	標津町生涯学習センター	2	」を
-------------	-------------	---	----

削る。

第2項の表胆振支庁管内の項を削る。

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通パトカー(レーダー車) 10台
- 2 落札を決定した日
平成17年5月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 札幌日産自動車株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23
- 4 落札金額
35,070,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年4月1日付け北海道警察本部告示第47号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第101号

平成17年北海道警察本部告示第83号(特定調達契約に係る入札の公告)の一部を次のように改正する。

平成17年7月5日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

4の(2)中「平成17年7月11日 午前10時」を「平成17年7月19日 午後1時」に改め、9のB中「10:00 A. M., July 11, 2005」を「1:00 P. M., July 19, 2005」に改める。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第100号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年7月5日